

平成21年6月16日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課
パブリックコメント担当 御中

〒105 - 0011
東京都港区芝公園2 - 4 - 1
企業年金連合会

厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）に関する意見

厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）に関する意見募集につきまして、別添のとおり意見を申し上げます。

厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）に関する意見

平成21年6月16日

企業年金連合会

1. 掛金対応の猶予

(1) 猶予期間

過去に例を見ない市場ボラティリティの高まりと、回復のための期間が長引くという予測の中で、各企業年金が、適切かつ的確に対応するため、猶予期間を最長で3年間とする。

なお、政府の経済危機対策に盛り込まれた諸施策は、3年間を一つの単位として構成されている。

(2) 猶予範囲

掛金引上げが平成22年3月以前となる財政検証等^{*}についても、経済状況の悪化に伴い、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、事業主が掛金を拠出することが困難な場合は、猶予の対象とする。

※例えば、平成20年12月末を事業年度末とするDBの財政検証等。

2. 継続基準抵触時の掛金引上げ（下方回廊方式）

(1) 下方回廊方式の制度化

決算に基づく財政検証で継続基準に抵触した場合、下方回廊方式（許容繰越不足金を超える不足金のみを解消）を期間限定の臨時的な措置でなく恒久的な制度とする。

(2) 財政再計算時等の下方回廊方式の適用

財政再計算及び加入員数2割（加入者数大幅）変動等となった厚年基金及びDBについては、掛金対応の猶予期間の臨時的な措置として、下方回廊方式を適用することとし、次回財政再計算時に必要な掛金水準とする。

3. 厚年基金の最低責任準備金の算定に用いる利率の見直し（期ズレの解消）

(1) 期ズレによる調整金額の算定に使用する利率の早期提示

最低責任準備金の計算について、ころがし計算の利率を翌事業年度の8月上旬に公表される厚生年金の決算報告書における時価ベースの実績利回りを用いることとされているが、従前より決算早期化を進めてきた経緯も踏まえ、期ズレによる調整金額の算定に使用する利率を早期提示することとする。